



熊本県公報

第 1 2 6 5 2 号

平成 29 年 9 月 1 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する
特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく事業者の指定…………… (") 6

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 平成 29 年度後期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 6
- 保安林内の皆伐面積の限度の公表…………… (森林保全課) 9
- 熊本都市計画地区計画の決定 (益城町決定) …… (都市計画課) 10
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 10
- 県有林立木の公売…………… (森林整備課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12

登 載 依 頼

- 熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス賃貸借に係
る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 12
- 熊本県企業局公印規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 12

告 示

熊本県告示第 787 号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 70 号) 第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり (計量法施行令 (平成 5 年政令第 329 号) 第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域
菊池市、合志市、大津町及び菊陽町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成 29 年 10 月 2 日	午前 10 時から正午まで	菊池市役所七城支所
平成 29 年 10 月 2 日	午後 1 時から午後 3 時まで	菊池市旭志公民館
平成 29 年 10 月 3 日	午前 10 時から午後 3 時まで	菊池市泗水公民館
平成 29 年 10 月 4 日	午前 10 時から午後 3 時まで	菊池市生涯学習センター
平成 29 年 10 月 5 日	午前 10 時から午後 3 時まで	菊池市生涯学習センター

平成 29 年 10 月 6 日	午前 10 時から午後 3 時まで	菊陽町中央公民館
平成 29 年 10 月 10 日	午前 10 時から正午まで	合志市商工会支所
平成 29 年 10 月 10 日	午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	J A 菊池西合志中央支所
平成 29 年 10 月 11 日	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	合志市三つの木の家
平成 29 年 10 月 11 日	午後 1 時から午後 2 時 30 分まで	合志市妙泉寺体育館
平成 29 年 10 月 11 日	午後 3 時から午後 4 時まで	国立療養所菊池恵楓園
平成 29 年 10 月 12 日	午前 10 時から午後 3 時まで	大津町生涯学習センター
平成 29 年 10 月 13 日	午前 10 時から午後 3 時まで	大津町生涯学習センター

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第 788 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社池鶴	デイサービス モン・パラン	玉名郡和水町江 田 4 3 4 8 番地	平成 29 年 8 月 23 日	通所介護

熊本県告示第 789 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社住心	デイサービスセ ンター T S U B A K I イオン 八代店	八代市沖町 3 9 8 7 番地 3	平成 29 年 8 月 25 日	通所介護

熊本県告示第 790 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山作-3	山都町上差尾	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
下神働 2-1	山都町花上	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
下神働 2-2	山都町花上	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり

上差尾 4 - 1	山都町上差尾	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
上塩出 1 - 1	山都町塩出迫	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
上塩出 2 - 1	山都町塩出迫	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
上塩出 2 - 2	山都町塩出迫	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
大迫 - 1	山都町米迫	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
大迫 - 2	山都町米迫	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
今村 1 - 1	山都町今	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
花上 2 - 1	山都町花上	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
花上 3 - 1	山都町花上	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
花寺 1 - 1	山都町花上	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
花寺 3 - 1	山都町花上	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
米山 1 - 1	山都町米迫	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
長崎 2 - 1	山都町長崎	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
下長崎 1 - 1	山都町長崎	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
上長崎 2 - 1	山都町長崎	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
上長崎 2 - 2	山都町長崎	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
上長崎 4 - 1	山都町長崎	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
上長崎 5 - 1	山都町長崎	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
上長崎 5 - 2	山都町長崎	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
上長崎 5 - 3	山都町長崎	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
甲長崎 2 - 1	山都町長崎	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり

中神働 - 1	山都町花上	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
花上 - 1	山都町花上	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
花上 - 2	山都町花上	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
花上 - 3	山都町花上	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
今滝下 (今滝下 4) - 1	山都町今、米迫	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり

(別図 1 から別図 2 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 7 9 1 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人天水福祉事業会	居宅介護支援事業所 わかみや	玉名市天水町小天 6 6 4 6 番地 7	平成 2 9 年 9 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 9 2 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人滄溟会	ケアビレッジかもと 居宅介護支援事業所	山鹿市鹿本町来民 5 4 9 番地の 3	平成 2 9 年 9 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 9 3 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 9 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字安平字村下 同所	前	10.0 ~ 10.1	29.8	災害復旧
			後	14.5 ~ 21.6		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県告示第 7 9 4 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字塩鶴 1 1 8 4 番 1 地先から 同所 1 1 8 5 番 2 地先まで	29.7	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 29 年 9 月 5 日

熊本県告示第 7 9 5 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字下多武 8 6 1 番 2 地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字山口 8 5 3 番 4 7 地先まで	96.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成 29 年 9 月 5 日

熊本県告示第 7 9 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字大砂 6 5 9 番地先から 同所 6 2 4 番 1 5 地先まで	66.4	防安交

2 供用を開始する期日 平成 29 年 9 月 5 日

熊本県告示第 7 9 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアサポート あらし 荒尾市宮内 8 4 4 - 1 0 KMビル 3 0 1	合同会社 ポラリス 福岡県大牟田市明治町三丁目 3 - 2 レジデンス ロベルタ 3 0 1 石井 祥弘	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県告示第 7 9 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームきぼう 人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番地 1 3	N P O 法人人吉球磨きぼうの家 人吉市西間上町字今宮 2 6 0 7 番地 1 3 永村 敏勝	共同生活援助	平成 2 9 年 8 月 2 4 日

公 告

熊本県公告第 4 9 3 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値図化）	平成 2 9 年 7 月 2 6 日から 平成 3 0 年 3 月 2 0 日まで	水俣市都市計画区域周辺

熊本県公告第 4 9 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川原 2 1 7 6 番の一部、同 2 1 7 7 番 1 の一部及び同 2 1 7 9 番 3
4 4 0 . 2 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区琴平二丁目 3 番 6 4 号 南熊本第 2 住宅 1 3 号室
椿 幸一郎

熊本県公告第 4 9 5 号

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 4 6 条第 2 項の規定により平成 2 9 年度後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号）第 6 6 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施職種
(1) 特級
金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

- (2) 1 級及び 2 級
 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図 CAD 作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機

- (3) 3 級
 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）、機械・プラント製図（機械製図 CAD 作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

- (4) 単一等級
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の（ア）から（エ）までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ（ア）から（エ）までに定める額

（ア）（イ）から（エ）までに掲げる者以外の受検者 1 職種につき 17,900 円

（イ） 実技試験の 2 級又は 3 級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者及び（エ）に掲げる者を除く。） 1 職種につき 8,900 円

（ウ） 実技試験の 3 級を受けようとする在籍生（職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第 25 条の規定により設置される職業訓練施設において同法第 24 条第 3 項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の高等学校、中等教育学校（同法第 66 条の後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第 76 条第 2 項の高等部若しくは同法第 134 条第 1 項の各種学校に在学する者をいう。（エ）において同じ。）である受検者（（エ）に掲げる者を除く。） 1 職種につき 11,900 円

（エ） 実技試験の 3 級を受けようとする在籍生であって、当該試験の実施日の属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） 1 職種につき 2,900 円

イ 実施期日

実技試験は、平成 29 年 12 月 4 日（月）から平成 30 年 2 月 18 日（日）までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 29 年 11 月 27 日（月）に熊本県職業能力開発協会から公表し、受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1 職種につき 3,100 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1 級及び 2 級	鍛造、機械検査、婦人子供服製造、配管、 型枠施工及びガラス施工	平成 3 0 年 1 月 2 1 日 (日)
3 級	電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製 作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、 ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組 立て、半導体製品製造、プリント配線板製 造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦 人子供服製造、プラスチック成形及びパン 製造	平成 3 0 年 1 月 2 8 日 (日)
1 級及び 2 級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和 裁、石材施工、パン製造、厨房設備施工、 防水施工及び機械・プラント製図	
3 級	造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具 製作及び機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
1 級及び 2 級	舞台機構調整	平成 3 0 年 1 月 3 1 日 (水)
1 級及び 2 級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空 気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、か わらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施 工、塗装及び義肢・装具製作	平成 3 0 年 2 月 4 日 (日)
3 級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、建 築大工、テクニカルイラストレーション及 び電気製図	
単一等級	樹脂接着剤注入施工	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード (個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名及び生年月日が確認で
きるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券 (写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本県上益城郡益城町田原 2 0 8 1 - 1 0 電子応用機械技術研究所内

電話 0 9 6 - 2 8 5 - 5 8 1 8

(3) 受付期間

平成 2 9 年 1 0 月 2 日 (月) から平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 (金) まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請
求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、1 4 0 円切手を貼った返信用封筒 (定形外角
形 2 号) を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在
中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 (金) までの消印のあるも
のに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。

ただし、受検申請を受け付けた後、手数料に過払いが生じた場合は、過払額を返還する。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、平成 30 年 3 月 16 日（金）に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県のホームページに掲載する。

(2) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 30 年 3 月 16 日（金）以降に書面で通知する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1 級技能士章、単一等級技能士章、2 級技能士章及び 3 級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 4 9 6 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	5 2 0 . 3 0
	菊池川土砂流出防備保安林	1 2 1 . 8 7
	菊池川干害防備保安林	0 . 0 8
	菊池川保健保安林	3 . 3 5
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 3 6 . 1 0
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	4 2 . 6 1
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0
	小国地区水源かん養保安林	9 2 . 7 0
	小国地区土砂流出防備保安林	2 4 . 6 1
	大野川水源かん養保安林	6 0 . 0 9
	大野川土砂流出防備保安林	1 3 . 9 6
	緑川水源かん養保安林	6 8 7 . 4 4
	緑川土砂流出防備保安林	6 6 . 2 6
	緑川干害防備保安林	1 . 8 8
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	2 6 . 6 9
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 6 0
球磨川地域森林計画区	宇城地区水源かん養保安林	2 1 1 . 6 1
	宇城地区土砂流出防備保安林	1 5 . 6 4
	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1 , 0 9 1 . 4 9
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	2 4 . 7 6
	氷川・五家荘地区保健保安林	3 . 4 4
	城南地区水源かん養保安林	3 0 4 . 1 9
	城南地区土砂流出防備保安林	9 6 . 3 6
	球磨地区水源かん養保安林	3 , 6 9 1 . 4 1
	球磨地区土砂流出防備保安林	4 9 7 . 8 8
球磨地区落石防止保安林	0 . 2 8	
球磨地区防風保安林	0 . 8 0	
球磨地区保健保安林	5 5 . 2 6	
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	3 8 0 . 5 0
	天草地区土砂流出防備保安林	1 4 6 . 2 2
	天草地区保健保安林	6 2 . 0 8

熊本県公告第 4 9 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（馬水西原第二地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 4 9 8 号

八代市に事務所を置く八の字土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町 1 7 7 9 番地
理事	中村 有一	八代市鼠蔵町 1 8 1 9 番地
理事	竹田 義也	八代市三江湖町 1 4 5 4 番地
理事	木村 誠也	八代市北原町 6 8 5 番地
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
監事	添田 敏徳	八代市北原町 6 6 1 番地
就任		
理事	深耕 憲一	八代市鼠蔵町 1 3 3 4 番地 1
理事	松下 俊春	八代市鼠蔵町 1 4 8 番地 2
理事	宮永 憲治	八代市三江湖町 1 5 8 5 番地
理事	園川 豊	八代市三江湖町 1 5 6 9 番地
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
監事	添田 敏徳	八代市北原町 6 6 1 番地

熊本県公告第 4 9 9 号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の所在及び数量

次の各号毎に物件を公売する。

- (1) 主伐 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地（58年生）
 - ひのき 4, 9 2 3 本 1, 9 7 9. 0 9 立方メートル
 - ぎつ 4 4 本 3. 8 7 立方メートル
 - 計 4, 9 6 7 本 1, 9 8 2. 9 6 立方メートル
- (2) 主伐 球磨郡球磨村公有林野県行造林梅尾団地 B（58年生）
 - すぎ 1, 7 8 0 本 1, 6 5 1. 8 4 立方メートル
 - ひのき 2 1 7 本 1 6 0. 7 0 立方メートル
 - くぬぎ 1, 0 2 6 本 1 3 8. 4 0 立方メートル
 - ぎつ 6 1 4 本 1 2 8. 6 0 立方メートル
 - 計 3, 6 3 7 本 2, 0 7 9. 5 4 立方メートル
- (3) 主伐 球磨郡水上村紀元 2 6 0 0 年記念造林岩野川内団地（55～67年生）
 - すぎ 1 7, 9 2 9 本 8, 9 8 9. 9 7 立方メートル
 - ひのき 2, 1 8 2 本 1, 3 6 6. 7 4 立方メートル
 - まつ 7 0 本 4 6. 4 4 立方メートル
 - もみ 1 7 本 6 3. 0 5 立方メートル
 - つが 4 本 1 8. 4 7 立方メートル
 - さくら 7 2 本 1 3. 1 3 立方メートル
 - かしき 3 6 3 本 7 2. 9 6 立方メートル
 - げやき 1 9 本 1 7. 5 5 立方メートル
 - ぎつ 3, 0 1 0 本 3 7 4. 5 4 立方メートル
 - 計 2 3, 6 6 6 本 1 0, 9 6 2. 8 5 立方メートル
- (4) 主伐 球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平団地 A（47～53年生）
 - すぎ 9 5 1 本 6 2 6. 8 2 立方メートル
 - ひのき 1 7, 4 5 2 本 5, 8 2 6. 9 6 立方メートル
 - まつ 2 本 3. 3 2 立方メートル
 - ぎつ 1 4 0 本 1 6. 3 3 立方メートル
 - 計 1 8, 5 4 5 本 6, 4 7 3. 4 3 立方メートル
- (5) 主伐 球磨郡水上村御大礼記念模範林市房団地（47～67年生）

	すぎ	3, 495本	3, 575.25立方メートル
	ひのき	3, 638本	3, 052.81立方メートル
	ざつ	165本	25.28立方メートル
	計	7, 298本	6, 653.34立方メートル
(6)	主伐	水俣市県設模範林正千山団地A (57年生)	
	(S G E C 認証森林)		
	すぎ	16本	12.72立方メートル
	ひのき	6, 295本	2, 689.65立方メートル
	ざつ	59本	11.81立方メートル
	計	6, 370本	2, 714.18立方メートル
(7)	主伐	人吉市県設模範林紅取団地 (68~70年生)	
	(S G E C 認証森林)		
	すぎ	1, 001本	1, 480.42立方メートル
	ひのき	2, 149本	897.31立方メートル
	ざつ	897本	97.17立方メートル
	計	4, 047本	2, 474.90立方メートル
(8)	主伐	球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地C (69~70年生)	
	(S G E C 認証森林)		
	すぎ	3, 089本	2, 770.92立方メートル
	ひのき	2, 101本	1, 465.27立方メートル
	まつ	20本	39.94立方メートル
	もみ	77本	71.67立方メートル
	ざつ	1, 061本	223.89立方メートル
	計	6, 348本	4, 571.69立方メートル

2 入札参加資格

木材業者又は製材業者を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月10日(火) 午前9時30分入札 即時開札

(2) 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、平成29年10月19日(木)とする。

7 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。

8 物件の搬出期限

平成31年10月22日までとする。

9 現場説明の日時及び集合場所

(1) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地及び梅尾団地B

平成29年9月13日(水) 午後12時30分 球磨郡球磨村「球磨村役場駐車場」

(2) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地

平成29年9月12日(火) 午前9時 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場駐車場」

(3) 球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平団地A

平成29年9月12日(火) 午後1時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」

(4) 球磨郡水上村御大礼記念模範林市房団地

平成29年9月12日(火) 午後3時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」

(5) 水俣市県設模範林正千山団地A

平成29年9月14日(木) 午後1時 津奈木町「つなぎ文化センター駐車場」

(6) 人吉市県設模範林紅取団地

平成29年9月11日(月) 午前10時30分 人吉市「球磨地域振興局駐車場」

(7) 球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地C

- 平成29年9月11日（月）午後1時 相良村「相良村森林組合駐車場」
- (8) 現場説明日程の延期
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の問合せ先に連絡すること。

10 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第1号）及び熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和32年熊本県規則第51号）を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等（市場の出荷証明書等を含む。）を持参すること。

11 問合せ先

- (1) 熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班
電話 096-333-2439
- (2) 熊本県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
電話 0966-82-2524
- (3) 熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
電話 0966-24-4190

熊本県公告第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野1656番60
404.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区西梶尾町649番地1
株式会社北部エステート

登 載 依 頼

熊本県警察本部公告第70号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。
平成29年9月1日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察自動暗号化ソフトウェア機器及びライセンス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
福岡県福岡市博多区店屋町1-35
日立キャピタル 株式会社 九州法人支店
- 5 落札金額（月額）
885,492円（うち消費税及び地方消費税の額65,592円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年6月16日

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局公印規程の一部を改正する規程

熊本県企業局公印規程（昭和29年熊本県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについては、熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。